

令和5年3月28日
株式会社美杉観光バス

弊社事故に起因する行政処分について（お詫び）

令和4年10月13日（木）に発生させました静岡県小山町でのバス事故に関して関東運輸局自動車監査部の特別監査を計4日間にわたり受けた結果、令和5年3月28日付けで本社営業所に自動車等の使用停止処分 8両×27日間、8両×28日間の行政処分を命ぜられました。

弊社としましては今回の行政処分を重く受け止め、当該営業所並びに他営業所にも現在進めております再発防止策の徹底をして参ります。

また被害に遭われたお客様にも引き続き対応していく所存です。

現在の弊社については当該営業所において外部機関での安全運転講習会を4月に実施し、社全体では運輸安全マネジメント評価も外部機関に依頼し5月に実施する予定です。

被害に遭われたお客様を始め、関係する皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしました事を、深くお詫び申し上げます。

株式会社美杉観光バス
代表取締役 社長 吉田典弘